

九州大学病院臨床倫理コンサルテーションチーム内規

制 定：平成30年10月 1日

(趣旨)

第1条 この内規は、九州大学臨床倫理委員会規程第11条の規定に基づき、臨床倫理コンサルテーションチーム（以下、「チーム」という。）に必要な事項を定める。

(任務)

第2条 チームは、職員が診療・ケアに関して日常的に遭遇する倫理的な価値判断が困難な案件について、多職種で諸問題を共有し、検討を行った上で、適宜助言を行うものとする。

(組織)

第3条 チームは、案件ごとに次に掲げる要件を満たすメンバーをもって組織する。ただし、第1号から第3号に掲げる要件を満たす者を必ずメンバーとすること。また、第4号から第8号に掲げる要件を満たす者について、必要に応じてメンバーとするものとする。

- (1) 依頼者
- (2) 当該患者を主に担当する診療科の医師及び看護師 それぞれ1名以上
依頼者が、医師又は看護師の場合、当該メンバーを兼ねることができる。
- (3) 当該患者に関与していない医師及び看護師 それぞれ1名以上
ただし、一定以上の診療経験を有し、指導的立場にある者、もしくはそれに準ずる者であること。
- (4) 心理系のスタッフ
- (5) MSW
- (6) 倫理、法律の専門家
- (7) 行政担当者（児童相談所、警察等）
- (8) その他、必要と認める者

(臨床倫理委員会への報告等)

第4条 チームは、第2条により対応した結果について、臨床倫理委員会に報告するものとする。ただし、社会的影響が懸念される事案については、当該案件に資する検討事項の結果等を適宜踏まえて臨床倫理委員会に付議するものとする。

(コンサルテーション事務局)

第5条 コンサルテーションの事務は、コンサルテーションチーム事務局（以下、「事務局」という。）において処理するものとする。

- 2 事務局長を置き、診療科の科長又は副科長をもって充てる。
- 3 副事務局長を置き、副看護部長をもって充てる。
- 4 事務は、医療管理課の協力を得て研究支援課において処理する。
- 5 第2項に定める事務局長は、以下の各号に掲げる事項について、その任に当たる。
 - (1) 第3条によりメンバーを選出するものとする。
 - (2) 選出したメンバーの中から、世話人及び記録者を指名する。
- 6 事務局は、以下の各号について、業務を行う。
 - (1) 依頼者から、依頼書の提出があった後、事務局長に報告し、調整を行う。
 - (2) コンサルテーションの開催日時の調整を行う。

- (3) 議事録を保管する。
- (4) 世話人が委員会へ報告するため、調整を行う。

(世話人)

第6条 前条第4項第2号に定める世話人は、以下に掲げる事項について、その任に当たるものとする。

- (1) コンサルテーションの司会を行うものとする。
- (2) 世話人は、コンサルテーションの内容、経過及び結果等について、臨床倫理委員会（以下、「委員会」という。）に報告するものとする。
- (3) 継続のコンサルテーションが必要な場合は、当該世話人が継続して行うものとする。

(議事録)

第7条 議事録は、事務局長が指名したメンバーによって作成される。

2 チームは、議事録を事務局に提出するものとする。

(守秘義務)

第8条 チームのメンバーは、依頼者の心理的・社会的状況に対する配慮及び個人情報の保護を行う。なお、チームを退いた後も同様とする。

(雑則)

第9条 この内規に定めるもののほか、コンサルテーションに関し必要な項目は、別に定める。

附 則

この内規は、平成30年10月 1日から施行する。